

一定面積以上の土地取引には届出が必要です

一定面積以上の土地取引を行った場合、国土利用計画法に基づき、権利取得者（譲受人）は、当該土地が所在する市町村へ届出を行う必要があります。

○届出の必要な面積

市街化区域2、000㎡以上、市街化区域以外の都市計画区域5、000㎡以上、都市計画区域以外の区域10、000㎡以上

○届出の必要な取引

売買、交換、共有物の持分権の譲渡、一時金を伴う地上権・賃借権の設定または設定等

○届出期限

契約締結日（契約締結日を含む。）から2週間以内

※その他、詳細についてはお問い合わせください。

○お問い合わせ

都市建設課 市街地整備推進室
☎(84)3347（直通）

10月20日現在で社会生活基本調査を実施します

この調査は、国民生活の実態を明らかにすることを目的として、統計法に基づき実施する、国の重要な統計調査です。

調査をお願いする世帯には、10月上旬から中旬にかけて、調査員が伺い、調査書類をお配りします。

回答は、紙の調査票への記入だけでなく、便利に回答いただくため、パソコンやスマートフォン等を使ってインターネットで回答することもできますので、ぜひ、ご活用ください。

調査の趣旨をご理解いただき、回答をよろしく願います。

○お問い合わせ

まちづくり戦略課 政策G
☎(84)1111（内線223）

インフルエンザ予防接種助成

○接種期間

令和3年10月1日（金）
令和4年1月31日（月）

○対象者

①接種日に65歳以上の人
②接種日に60歳以上65歳未満で心臓や腎臓、呼吸器に重い病気のある方（医師の診断書が必要です）
③身体障害者手帳（1・2・3級）が交付されている方

○助成金額（1人1回まで）

2,000円

○医療機関へ持参するもの

年齢が確認できるもの（健康

保険証等）

○接種方法

【対象者①・②に該当する方】
委託医療機関に予約し、接種してください。

※委託医療機関については、町公式ホームページにてご確認ください。

【対象者③に該当する方】

かかりつけ医にて接種し、接種料金を負担した後、健康福祉課にて助成金の申請を行ってください。

○助成金の申請方法

町と委託契約をしていない医療機関で接種された方には、支払った接種料金のうち助成金額分を払い戻します。

次のものを持参のうえ、役場⑤番窓口にてご申請ください。

・印鑑（スタンプ印不可）
・医療機関が発行した領収書（レシート不可）
・通帳
・身体障害者手帳（③の方）

○申請期間

令和3年10月4日（月）
令和4年2月28日（月）
（役場閉庁日を除く）

○お問い合わせ

健康福祉課 健康支援室
☎(84)0006（直通）

小児インフルエンザ予防接種助成

○接種期間

令和3年10月1日（金）
令和4年1月31日（月）

○対象者

①生後6か月以上、13歳未満までの方
②13歳以上、中学3年生相当までの方

○助成金額及び接種回数

予防接種1回につき
1,000円を助成します。

①生後6か月以上、13歳未満までの方は2回
②13歳以上、中学3年生相当までの方は1回

○接種方法

猿島郡医師会・古河市医師会に所属の医療機関に予約し、接種してください。

※委託医療機関については、町公式ホームページにてご確認ください。

○お問い合わせ

健康福祉課 健康支援室
☎(84)0006（直通）